

一般社団法人日本データベース学会セミナー・講義委員会規程

2026 年 7 月 29 日制定

（目的）

第 1 条 一般社団法人日本データベース学会（以下、本学会という）セミナー・講義委員会（以下、本委員会という）は、第一人者によるデータベース講義コンテンツライブラリ構築，およびデータ利活用推進支援のセミナーの実施を通して，学会会員の研究活動を促すことを目的とする．

（組織・構成）

第 2 条 本委員会の構成は次の通りとし，委員長，副委員長の任期は，副会長，理事の任期の範囲とする．

委員長：セミナー・講義担当の副会長

副委員長：委員長が必要と認めた理事

委員：委員長が必要と認めた理事または学会会員

（職務）

第 3 条 委員長は必要に応じて委員会を開催し，審議内容，企画案等を理事会に報告，上申する．

（経費）

第 4 条 本委員会の経費は，本学会の経費として計上する．

（規程の改廃）

第 5 条 本規程の改廃は，理事会の決議により行う．

附 則

1. 本規程は，2026 年 7 月 29 日から施行する．

以上